

第5章 高齢者施策の推進

第5章 高齢者施策の推進

基本目標 1 介護予防の推進

(1) 介護予防の充実

①一般介護予防事業【介護予防・日常生活支援総合事業】

※介護予防・日常生活支援総合事業については、エラー! ブックマークが定義されていません。～エラー! ブックマークが定義されていません。ページ参照

介護保険制度の改正では、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進することとなりました。

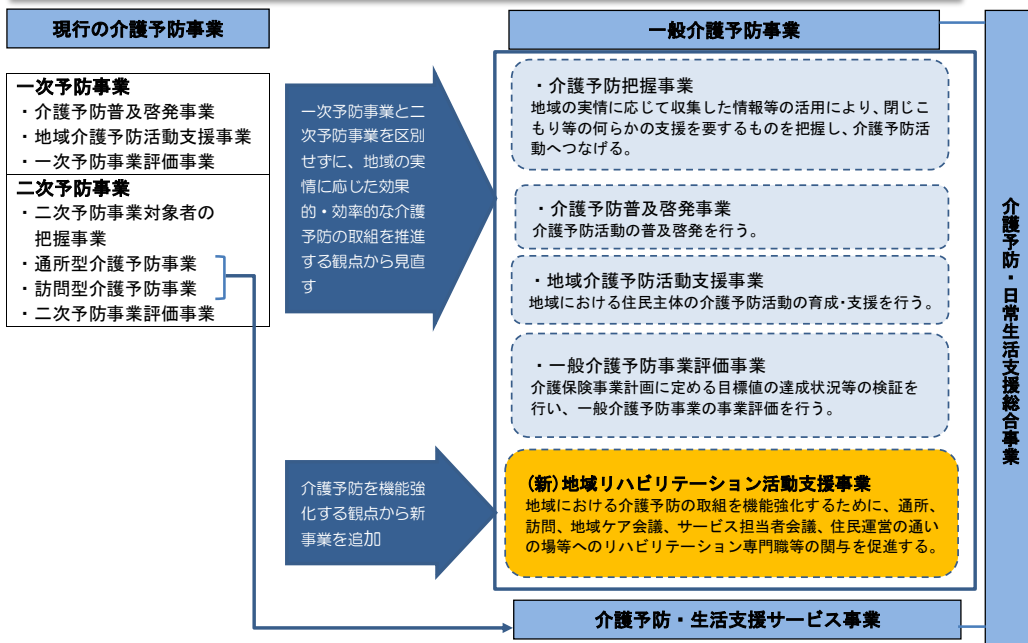
介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業としては、本市の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえ、住民運営の通いの場や、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進めていきます。

また、地域における介護予防の取組の機能強化に向け、地域におけるリハビリテーション専門職等の関与の促進に努めていきます。

なお、平成29年4月から介護予防・生活支援総合事業へ移行することから、平成27年度～平成28年度は従来の介護予防事業によるサービス提供となります。

新しい介護予防事業

- 機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。



※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

【一般介護予防事業】

事業名	事業の内容	主体（案）
介護予防把握事業	情報収集等により閉じこもり等の支援を要する者を把握し介護予防活動へつなげる。	市
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う。	市 民間事業者
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体のボランティア等、介護予防活動の育成・支援を行う。	市 ボランティア団体等
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。	市
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域包括ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。	市 民間事業者



基本目標2 社会参加と生きがいの推進

(1) 就労支援の促進

①シルバー人材センター

高齢者に適した日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を提供しています。高齢者は、自己の能力を活用することにより、追加的な収入を得るとともに、高齢者自身の自立と福祉の増進が図られます。

②高齢者の知識・技術の活用

高齢者職業相談の機会を充実させ、高齢者の持っている様々な知識、経験、技術などを地域で活用できるようにし、生きがいに繋げていきます。

(2) 趣味や生きがいの促進

①生涯学習活動

高齢者の個性を活かし、多様な活動ができるよう、年齢層や社会経験に応じた各種講座等の場を提供し生涯学習の機会を充実させ、広報紙やホームページ等により情報提供の充実にも努めます。また、グループ・団体等の活動への支援の充実にも努めます。

②スポーツ活動

高齢化が進む中で、高齢者がスポーツ活動に楽しく参加し、日常の生活の中でスポーツ活動を継続していくことにより、体力の維持や健康の増進、多世代交流等ができるように、高齢者が取り組みやすいコミュニティスポーツの育成と普及を検討します。また、老人クラブでのスポーツへの取組の促進とスポーツリーダー等の養成に努めます。さらに、スポーツ推進員・スポーツコーチ等の連携の促進と、公共施設等の有効利用に向け、コミュニティスポーツの場として開放できるよう検討していきます。

③敬老事業

高齢者の長年の社会貢献に対して感謝と敬意を表するため、70歳以上の高齢者並びに米寿対象者（88歳）に対して敬老祝品を行います。また、結婚50年記念品の贈呈も行います。

更に、住民自らが地域福祉に対する理解と協力を深め、高齢者の健康と生きがいのづくり、社会参加、ふれあいのネットワークづくり等を実施することにより、高齢者が安心して自立した生活ができるように、集落敬老会事業の補助及び推進をしていきます。

④老人クラブ活動の補助及び活動支援

老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や交通安全運動、防犯対策、生きがい活動・ニュースポーツ等の取組が行われ、生きがい対策と健康づくり対策等が進められています。今後とも、高齢者がいきいきと暮らせるように、次のアからエの事業を対象として老人クラブへの補助及び活動支援に努めます。

ア 高齢者に合った各種のスポーツ大会、健康づくりを目的とする事業

イ 趣味の講座や集い、各種学習会、技術、知識の伝承等、いきがいつくりを目的とする事業

ウ 演芸大会、話し合いの会等、こころのリフレッシュと余暇の活用を目的とする事業

エ 各世代間の交流、ふれあいを助長することを目的とする事業等

⑤活動拠点の整備

各地区にある公民館や集落センター等が、認知症予防教室等の介護予防事業や老人クラブ活動等の生きがいつくり事業において活用されています。今後も地域包括ケアの促進や介護予防・健康づくりと生きがいつくりの身近な拠点施設として、住民が主体性を持って各サービスを利用できるよう支援することで既存施設の有効活用に努めます。

基本目標3 暮らしを支えるサービスの推進

(1) 在宅福祉サービスの充実

①軽度生活援助事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、除草や剪定、家屋の軽微な修繕及び軽度な家事援助を、石岡地方広域シルバー人材センターに委託して有償で実施します。また、要介護認定者に対しても、介護保険サービスにないサービスについては必要に応じて行います。

<サービス提供計画/実績>

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数(人)	240	156	△84	240	168	△72	240	230	△10
延べサービス提供量(時間)	3,200	3,465	265	3,200	3,796	596	3,200	4,986	1,786

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数(人)	240	250	260
延べサービス提供量(時間)	5,280	5,500	5,720

■サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

②さわやか出前理美容サービス事業

概ね65歳以上のひとり暮らし、又は、高齢者のみの世帯で自力で理美容店を利用することが困難な方に対して、理美容業者の協力を得て自宅を訪問して理美容サービスを行います。今後も、サービス利用の促進に向け周知に努めます。

<サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	10	15	5	10	14	4	10	15	5
延べサービス 提供数(回)	35	39	4	35	29	△6	35	51	15

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数(人)	16	17	18
延べサービス 提供数(回)	65	70	75

■サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯等の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

③高齢者日常生活用具給付事業

65歳以上のひとり暮らし・寝たきり高齢者等に対して、電磁調理器・消火器等の給付または貸与を行い、高齢者の日常生活の便宜を図ります。

<サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	5	1	△4	5	2	△3	5	3	△2
延べサービス 提供数(回)	5	1	△4	5	2	△3	5	3	△2

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	5	5	5
延べサービス提供数（回）	5	5	5

■サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

④外出支援サービス事業

自動車運転免許証を所有していない70歳以上の高齢者にタクシー初乗り料金の助成券を年間24枚交付します。

<サービス提供計画／実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数（人）	320	293	△27	330	608	278	340	800	460
延べサービス提供数（枚）	3,800	3,285	△515	3,950	6,738	2,788	4,100	10,200	6,100

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	800	810	820
延べサービス提供数（枚）	19,200	19,440	19,680

■サービス見込量及び確保のための方策

今後要援護者の高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

⑤在宅福祉サービスセンター事業

日常生活において支援を必要とする概ね65歳以上の方へ有償ボランティア（協力会員）を派遣し、家事援助等のサービスを提供することで、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

<サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	150	131	△19	150	121	△29	150	130	△20
延べサービス 提供件数(件)	1,700	1,395	△305	1,700	1,269	△431	1,700	1,400	△300

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数(人)	150	150	150
延べサービス 提供件数(件)	1,700	1,700	1,700

■サービス見込量及び確保のための方策

今後要援護者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

⑥ひとり暮らし老人等ふれあい給食サービス事業

概ね65歳以上のひとり暮らしの方を対象に、引きこもりや孤独感の解消を目的とした会食を生活圈域ごとに開催するほか、必要な方には配食サービスを行い、健康の保持と生きがいのづくりの支援を図ります。

<サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
延べ利用者数 (人)	1,400	1,481	81	1,400	1,533	133	1,400	1,400	0
実施回数 (回/年)	36	36	0	36	36	0	36	36	0

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数（人）	1,410	1,420	1,420
実施回数（回/年）	36	36	36

■サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

⑦移送サービス事業

要介護者、要支援者、障がい者等の移動制約者に対して社会福祉協議会やNPO法人等が福祉有償運送サービスを実施するに当たり、福祉車両だけでなく一般的なセダン型車両も利用できるようになり、福祉有償運送の円滑な実施を支援します。

(2) 安心・安全のまちづくりの促進

①緊急通報システム装置の設置事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に対して緊急通報装置を設置し、急病や災害時の緊急時に消防署への通報体制を整え、高齢者の不安を解消し在宅生活の支えとします。

<サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	245	223	△22	250	250	0	255	265	10

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数 (人)	275	285	295

■サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

②ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方に乳製品を配付し、安否の確認と健康の保持および孤独感の解消を図ります。

<サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	230	237	7	235	285	50	240	310	60
延べ配付本数 (本)	69,500	77,203	7,703	70,500	86,244	15,744	72,000	99,200	27,200

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	320	330	340
延べ配付本数（本）	116,800	120,450	124,100

■サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

③徘徊高齢者家族支援サービス事業

概ね65歳以上の徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族に対し、徘徊高齢者の保護を支援するための位置情報端末機（GPS）を貸与することで、介護している家族の負担軽減を図ります。

<サービス提供計画／実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数（人）	1	0	△1	1	0	△1	3	0	△3
延べ利用件数（件）	1	0	△1	3	0	△3	10	0	△10

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	1	2	3
延べ利用件数（件）	2	4	6

■サービス見込量及び確保のための方策

今後認知症高齢者の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業との連携を図り事業を推進していきます。

④生活管理指導短期宿泊事業

介護保険の給付対象とはならないものの、基本的な生活習慣に課題のあるひとり暮らし高齢者を一時的に養護する必要がある場合、短期間の宿泊による日常生活の支援を行い、基本的な生活習慣の確立を図ります。

<サービス提供計画/実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	1	0	△1	1	0	△1	1	0	△1

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数 (人)	1	1	1

■サービス見込量及び確保のための方策

地域包括支援センターや民生委員と連携を図りながら、サービスが必要な高齢者を把握し、事業の推進に努めます。

⑤施設サービスの充実

ア 養護老人ホーム

家庭状況や経済的な理由により、自宅での生活が困難な低所得の65歳以上の高齢者を対象に、自立支援を行うための施設です。

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、養護老人ホームの事業者等との連携を図ってまいります。

イ ケアハウス（軽費老人ホーム）

60歳以上で、身体機能の低下等で在宅の生活に不安があり、家族の援助を受けられない方が入所する施設です。

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、軽費老人ホームの事業者等との連携を図ってまいります。

ウ 有料老人ホーム

高齢者の方々が安心して快適な生活を送ることが出来るように、概ね60歳以上で、共同生活が可能の方が入所できる施設です。なお当市にある有料老人ホームは、介護付です。

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、有料老人ホームの事業者等との連携を図ってまいります。

エ 老人福祉センター

地域の高齢者のために、生活・健康相談、レクリエーション活動等の便宜を供する施設です。

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、引き続き老人福祉センターの事業者等との連携を図ってまいります。

◆老人福祉センター「みのり荘」

＜サービス提供計画／実績＞

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
延べ利用者数 (人)	11,000	11,840	840	11,000	10,797	△203	11,000	11,000	0

※平成26年度は見込量

＜サービス提供計画＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数 (人)	11,000	11,000	11,000

◆小美玉温泉「ことぶき」

＜サービス提供計画／実績＞

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
延べ利用者数 (人)	34,000	76,901	42,901	34,500	81,137	46,637	35,000	81,000	46,000

※平成26年度は見込量

＜サービス提供計画＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数 (人)	81,000	81,000	81,000

◆霞台厚生施設組合高齢者福祉センター「白雲荘」

＜サービス提供計画／実績＞

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
延べ利用者数 (人)	21,400	22,805	1,405	21,400	23,361	1,961	21,400	22,000	600

※平成26年度は見込量

＜サービス提供計画＞

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数 (人)	22,500	22,500	22,500

⑥防犯・防災・緊急時対策の推進

地域防犯体制の強化や住民の防犯意識の向上に努め、住民と関係機関が一体となった防犯体制を確立するために、防災に関する広報活動や防災訓練等により、住民の防災意識の普及・啓蒙を図ります。さらに、緊急時の安全確保策として、ソフトとハードの両面からの支援を整備・検討していきます。

また、ボランティアや消防署等と連携し、救急時に迅速、かつ適切な対応を図るための人的ネットワークの整備も検討します。

⑦バリアフリーのまちづくり

茨城県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活ができるよう、スロープ・手すりの設置などによる段差の解消や、見やすい案内板の設置・整備など、引き続きバリアフリーのまちづくりを推進します。

⑧居住安定に係る施策との連携

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関しては、住宅関係の部局等との連携を図り、各種情報提供を進め、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保します。

基本目標4 支えあえる地域づくりの推進

(1) 多様な生活支援の充実

①介護予防・生活支援サービス事業【介護予防・日常生活支援総合事業】

※介護予防・日常生活支援総合事業については、エラー! ブックマークが定義されていません。～エラー! ブックマークが定義されていません。ページ参照

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業として、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等を含め、多様なサービスを提供していきます。

なお、平成29年4月から介護予防・生活支援総合事業へ移行することから、平成27年度～平成28年度は従来の予防給付による訪問介護と通所介護を提供するとともに、従来の介護予防事業によるサービス提供となります。

【介護予防・生活支援サービス事業】

事業名	事業の内容	主体(案)
訪問介護	従前の予防給付と同様のサービスを提供する。	訪問介護事業者
訪問型サービスA [緩和基準サービス]	調理、掃除等やその一部介助、ごみ出し、重い物の買い物代行や同行等の家事援助を行う。	民間事業者 NPO シルバー人材センター等
訪問型サービスB [住民主体による支援]	住民主体により、調理、掃除等の一部介助、買い物代行等の家事援助を行う。(布団干し、階段の掃除等)	ボランティア団体等
訪問型サービスC [退院後などの集中支援]	保健師等による相談指導等を行う。	市
訪問型サービスD [通院等の移送支援]	通院同行、外出支援、移送支援等を行なう。	訪問介護事業者等
通所介護	従前の予防給付と同様のサービスを提供する。	通所介護事業者
通所型サービスA [緩和基準サービス]	ミニ・デイサービスを行う。 運動教室、レクレーション活動を行う。	民間事業者 NPO
通所型サービスB [住民主体による支援]	シルバーリハビリ体操、定期的な交流会、地区サロンを行う。	住民 ボランティア等
通所型サービス業C [短期集中予防サービス]	保健・医療専門職等により、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を行う。	市

②家族介護者交流事業【任意事業】

高齢者を介護している家族等を対象に介護技術の習得や介護者の健康づくり、リフ

レッスユ事業を開催します。

③家族介護用品支給事業【任意事業】

在宅で寝たきりや、認知症高齢者を抱えている家族に対しオムツやその他の助成を行ない、身体的、精神的、経済的負担の軽減を行ないます。

④家族介護慰労事業【任意事業】

在宅の寝たきり高齢者を介護している家族の慰労として金品を贈呈し、介護者の苦労に報いることにより高齢者福祉の増進を図ります。

⑤成年後見制度利用支援事業【任意事業】

低所得高齢者が成年後見制度の申し立てを行う際の費用の助成や後見人の報酬の助成を行なうことにより、高齢者が地域で安心して自立した生活が送れるよう支援します。

⑥配食サービス事業【任意事業】

概ね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯で、老衰や疾病等の理由により調理が困難な方へ栄養バランスのとれた食事を定期的に自宅へ届けることにより、高齢者の健康管理を行うとともに安否確認を行います。

<サービス提供実績>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実績	実績	実績
実利用者数（人）	89	116	145
延べサービス提供量（食）	9,763	12,636	15,500

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数（人）	170	195	220
延べサービス提供量（食）	18,300	21,100	23,900

■サービス見込量及び確保のための方策

今後ひとり暮らしや高齢者世帯の増加が見込まれることから、他の高齢者福祉サービス事業や介護（予防）サービス等との連携を図り事業を推進していきます。

(2) ボランティア活動の促進

①福祉員制度の充実

福祉員は社会福祉協議会の選任を受け、民生委員や社会福祉協議会との連携を図りながら、

- ア 住民の中で孤立する方がいないよう、見守りや目配り、気配りをする事
- イ 遠慮から社協まで届いてこない小さな声を拾って繋げる事
- ウ 福祉サービスの存在を知らなくて利用できない方がないよう口コミの啓発に努める事
- エ 住民からの相談やサービス提供の必要がある方がいた場合、すぐに民生委員か社協へ連絡すること

などを役割としています。

安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていくために福祉員制度の充実に努めます。

②ボランティア等の育成・支援

高齢者が安心して生活していくためには、公的サービスだけでなく民間団体やボランティア等によるきめ細かなサービス提供体制の整備が重要です。そこで、ボランティア連絡協議会等を中心に、各種研修を通して必要な知識・技術の習得や情報交換を行い、ボランティアの拡大や人材の育成に努めます。

また、住民や福祉推進団体との連携の強化やコミュニティ活動体制の充実に努め、主体的で活力ある活動を推進するとともに、地域の代表者と連携しながらコミュニティ活動の中心となる、リーダーやボランティアの育成・確保に努めます。

◆地域介護ヘルパー養成研修会の開催

<サービス提供計画／実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
開催回数 (回)	2	1	△1	2	2	0	2	1	△1
養成者数 (人)	60	12	△48	60	20	△40	60	5	△55
延べ参加者数 (人)	658	610	△48	718	630	△88	778	635	△143

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数 (回)	2	2	2
養成者数 (人)	60	60	60
延べ参加者数 (人)	695	755	815

◆認知症サポーター養成講座の開催

<サービス実績>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	実績	実績	実績
開催回数 (回)	7	7	8
養成者数 (人)	155	130	182

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数 (回)	8	8	8
養成者数 (人)	200	200	200

③福祉教育の実施

子ども達が高齢者や社会福祉について関心を持ち、自ら考え、より良く行動できる力を養うことを目的に、保育園・幼稚園児と高齢者との交流や、小・中学校の福祉教室の一層の活性化、総合的な学習の時間での取組やボランティア体験学習など、福祉教育の推進を図ります。また、地域住民や地域の子ども会と高齢者との交流機会の拡大を推進し、福祉をテーマとした生涯学習講座の充実を図ります。

(3) 地域包括ケア体制の構築

①地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関です。現在の業務に加え、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進等を図るなか、各センターや行政との連携を強化し、適切な運営を図っていきます。

【地域包括支援センターの運営】

事業名	事業の内容
介護予防ケアマネジメント事業	予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため心身の状況に応じて必要な援助を包括的・効果的に行なう。
総合相談支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活して行くことができるよう必要なサービスにつなげる等の支援を行なう。
権利擁護事業	権利侵害を受けている、また受ける可能性の高い高齢者が地域で安心して尊厳のある暮らしを維持できるよう支援を行なう。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるようまた個々の高齢者に対し包括的・継続的ケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるようサポートを行なう。
地域包括支援センターの機能強化	高齢化の進行、それに伴う相談件数の増加や困難事例に対応できるよう専門職の配置等人員体制の確保をする。また各センターや行政との連携強化、多職種協働によるケアマネジメントの支援充実を図る。
地域包括ケア会議の推進	個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメントを行なうとともに地域のネットワーク構築を図る。

②在宅医療・介護連携の推進

医師会等と協力し、在宅医療・介護連携に関する関係者間の連携を推進します。

【在宅医療・介護連携の推進】

事業名	事業の内容（案）
地域の医療・介護サービスの把握	地域の医療機関、介護サービス資源の情報収集や調査を行ない、地図又はリスト化する。
在宅医療・介護関係者の研修	地域の医療、介護関係者を対象に研修会を開催し、多職種連携の実際を学ぶ。
在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応の協議	地域の医療機関・介護関係者等が参画する、在宅医療介護連携推進会議（仮称）により、課題の抽出と解決策の協議を行なう。
二次医療圏内、近隣市町村との連携	二次医療圏内、近隣市町村との連携に努める。

③認知症施策の推進

認知症高齢者を地域で支えるため、地域包括ケア会議の普及・定着を促し個別課題の解決を図るとともに、認知症地域支援推進員の養成と普及に努め、認知症家族の会等の関係団体と連携して、認知症高齢者とその家族への支援を強化していきます。認知症の早期発見・早期診断の体制整備を進めるとともに、成年後見制度の周知と活用促進を図ります。

【認知症施策の推進】

事業名	事業の内容
認知症普及啓発事業（仮）	認知症の方の状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければ良いのか、具体的な機関名やケア内容等を、認知症の人やその家族に提示できるよう認知症ケアパスを作成する。
認知症初期集中支援チーム（仮）	複数の専門職が、認知症と疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行ない、自立生活のサポートを行なう。
認知症地域支援推進員の養成と普及事業（仮）	地域の認知症支援体制を構築し、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する推進員の養成および普及を行なう。
認知症サポーターの養成と普及	認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアの養成と普及を行なう。
認知症の人の家族に対する支援の推進（仮）	認知症カフェ等の開催により、認知症の人や家族、地域住民等による、ふれあい、やすらぎによる支援を推進する。

④生活支援サービスの体制整備

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、多様な生活支援サービスが求められています。

サービスを担う民間企業、社会福祉法人、ボランティア等の多様な事業主体への支援を行い、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる地域づくりを進めます。

【生活支援サービスの体制整備】

事業名	事業の内容
生活支援サービスの体制整備	高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図り、持続的な生活支援サービスの体制を整備する。 また高齢者自らが自分たちの住む地域福祉に貢献し、老人クラブや地区サロン等が活発に活動できるような地域基盤を整備する。

⑤地域ケアシステム推進事業

在宅の高齢者や心身に障がいのある方々が、家庭や地域の中で安心して暮らせるように、援護が必要な方一人ひとりに、福祉・保健・医療の関係者が連携したケアチームを組織し、各種在宅サービスが受けられる制度です。地域ケアコーディネーターが中心となって進められ、介護などに関する相談や必要な在宅サービスを組み立てて提供します。なお、地域包括支援センターの総合相談支援事業や包括的・継続的ケアマネジメント事業との連携も十分に図りながら、地域包括ケアの実現に向けて事業を進めます。

【地域ケアシステムの事業内容】

「地域ケアコーディネーター」の配置	地域ケアコーディネーターは、地域の実情と関係諸制度を理解している者の中から選任され、地域への啓発活動や関係機関との連絡調整、サービスを必要とする対象者やニーズの把握、サービス調整会議への諮問、在宅ケアチームの編成などの業務にあたります。
「サービス調整会議」の開催	対象者一人ひとりの状態に合わせて、最も望ましい保健・医療・福祉サービスを提供するため、専門医を含む各分野の実務者から会議員を選出し、会議員による「サービス調整会議」を開催し、対象者に対する処遇方針（サービスプログラム）を策定するとともに、処遇の経過を点検します。
「在宅ケアチーム」の活動	<p>ア 地域の実態把握</p> <p>「地域ケアコーディネーター」を中心として、対象者等の状況とサービス供給側の人的資源、機関、施設等の状況を把握するとともに、保健・医療・福祉関連団体・機関等の協力を得て、対象者の実態やニーズを把握します。</p> <p>イ 「在宅ケアチーム」の組織化及びサービスの提供</p> <p>「地域ケアコーディネーター」は、サービス調整会議等の結果に基づき、「在宅ケアチーム会議」を開催し、援護を必要とする一人ひとりの対象者ごとに、保健師やホームヘルパー、民生委員、かかりつけの医師等の直接的なサービス担当者が在宅ケアチームを組み、役割分担と相互連絡を図ることによって、的確で効率的なサービスを提供します。</p> <p>ウ 「キーパーソン」の設置</p> <p>在宅ケアチームの構成員の中から当該在宅ケアチームのまとめ役となる「キーパーソン」を選出し、「キーパーソン」は対象者や家族のニーズの変化に対応した適切なサービスが図れるよう常に把握し、変化が生じた場合は「地域ケアコーディネーター」等に連絡、調整します。</p>

<サービス提供計画／実績>

	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	計画	実績	増減	計画	実績	増減	計画	実績	増減
実利用者数 (人)	80	57	△23	80	71	△9	80	80	0
会議等の開催 数(回)	12	8	△4	12	9	△3	12	12	0

※平成26年度は見込量

<サービス提供計画>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数(人)	90	90	90
会議等の開催数 (回)	12	12	12

基本目標5 適切な介護サービスの提供と質の向上

(1) 介護保険制度に関する情報提供の充実

①介護保険制度に関する情報提供

介護保険制度を円滑に運営し信頼を高めていくためには、広く市民に周知・啓発を図り、制度への理解を深めていただくことが重要です。

また、「団塊の世代」が75歳に達する平成37（2025年）年を視野に入れ、第1号被保険者が増加し続けること、平成29年度から制度の移行が行われることなどから、その趣旨、保険料と利用料、介護サービスや総合事業の内容などについて、わかりやすく十分な周知を図る必要があります。

広報やパンフレット等を活用して、市民が介護保険制度や介護サービスの利用の方法等について理解を深めることができるように取り組んでいきます。

また、市民の利用できる事業・サービスは健康状態や目的によって多岐にわたっており、自分がどのようなサービスを利用すべきなのかがわかりにくい部分もあります。

そこで、保健・介護や高齢者福祉のほか、地域福祉、生活保護、障害者福祉、児童福祉など保健福祉全般に関して、総合的に相談に応じ、充実を図ります。

円滑な相談体制を構築するために、職務全般に通ずる職員の養成や必要な情報を共有できるよう努めます。

②各種相談・苦情等への対応

要介護認定、サービス内容に関する苦情については、被保険者の利便性という観点から、市民の身近な行政機関である市役所や地域包括支援センターにおいて、個人情報保護に十分配慮しながら、迅速かつ適切に対応できる体制を整備していきます。

要介護認定に関する苦情については、要介護認定調査員等と連絡調整し、適切な対応に努めていきます。

また、サービス利用に関する苦情については、介護支援事業者、介護サービス事業者に対しても自主的な苦情処理に取り組むよう要請していきます。

③県等と連携した相談・苦情等への対応

介護保険料や要介護認定等に関する不服申立は茨城県介護保険審査会、介護保険制度に係るサービス内容や事業者・施設等に関する利用者からの苦情・相談については、茨城県国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、適切な対応に努めます。

また、窓口寄せられた苦情・相談等で、対応が困難な事例についても、上記の各機関と連携してその対応に努めます。

(2) 介護サービスの質の確保

①介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者が介護サービスや事業者を適切に選択し、事業者と契約を結ぶことから、利用者本位にサービスが提供されるためには、介護保険制度や地域支援事業の仕組み、利用できるサービスの種類・内容・利用方法・相談窓口などの正確な情報を適切かつ効率的に提供する必要があります。

すべての介護サービス事業者には、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務付けられています（都道府県は、事業者からのサービス情報を年1回程度インターネット等で公表します）。

サービス情報のうち確認が必要なものについては、都道府県が調査を行い、報告内容を確認した上で公表することになります。

事業所の情報を公平に公表することで、利用者の比較検討による適切な事業所の選択を支援するとともに、事業所においては、利用者から適切な事業所が選ばれることによって、介護サービスの質の向上が期待できます。

本市においても、こうした介護サービス情報を積極的に活用していくとともに、市民にもっとも近い窓口として、市民が介護や支援を必要とするときに、自らの選択により適切なサービスを利用できるよう、市役所の相談窓口、地域包括支援センター等を通じて、市民にわかりやすい情報を提供していきます。

②サービスの質の確保

サービス提供事業所が年々増加している中で、事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努めるとともに、苦情相談対応の充実や事故防止に向けた適切な助言を行うことで、事業者のサービスの質の向上を支援します。

さらに、事業所向けの研修を実施し、ケアプラン作成の参考となる資料など、介護保険制度に関する様々な情報を事業者に提供・周知し、介護保険の適正な運営を推進します。

(3) 適正化の推進

①介護給付費適正化事業

介護給付を必要とする受給者の認定にあたり、認定調査の内容について点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。また、介護保険受給者に対し給付費通知を送付することにより不要なサービスが提供されていないかの検証を行います。さらに、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について点検を行なうことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、給付費の適正化を図ります。

②サービス事業者への指導・監督

介護保険法に基づき、介護サービス事業者に対し、介護給付等対象サービスの取り扱いや介護報酬の請求等に関する事項について、周知徹底することを目的に、事業所における実地指導、事業者を一定の場所に集めて講習等の方法による集団指導により指導を行います。また、指定基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合等は監査を実施します。